

令和元年度第5回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年8月27日(火)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	小宮	正嗣
主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

10番 橘川 直泰 11番 原 恵子

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議 事

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

それでは第5回の総会を開催したいと思います。

出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

8月5日に農政懇談会が開催されました。湘南農業協同組合から町に対しての要望や町の農業施策の説明、意見交換が行われ、鳥獣、人・農地プラン等の話が出てきましたので、ご承知おきください。なお、湘南農業協同組合に関しては、11月1日に伊勢原市農業協同組合と合併することとなっています。

また、本日は総会後に農地パトロールを実施しますで、よろしく願いいたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第5回総会の議事録署名委員につきましては、10番倉持委員、11番秋山委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

このたび、8月7日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を8月13日付で発行しております。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、井上整形外科の東側に位置する開発により宅地分譲された土地のさらに東側に位置する市街化区域の土地です。

土地の所有者は、駐車場としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でご

ざいます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項3農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項3朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、二宮と富士見が丘2丁目の境に接した二宮字御子畑に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第10号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1について中村委員、お願いします。

【委員】

8月19日に山西・川匂地区農業委員および事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象地の場所は、山西の大谷戸に位置する農用地区域の農地3筆で、面積の合計は1,445㎡です。

借受予定者に営農計画などについて聞き取りをした結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、NO2について秋山委員、お願いします。

【委員】

8月19日に中里地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地の場所は、中里の貝ヶ窪に位置する農地6筆および掛田に位置する農地2筆の計8筆で、面積の合計は5,183㎡です。

営農計画などをふまえて現地確認をした結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第10号関係資料をご覧ください。

NO1についてです。1ページに農用地利用集積計画書、2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は水稻及び小麦を作付けする計画となっており、当該地は、新規申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

続きまして、NO2についてです。5ページに農用地利用集積計画書、6ページに位置図、7と8ページに公図の写し、9ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的はオリーブを作付けする計画となっており、当該地は、新規申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

NO1について、補助的従事者である団体がNPO法人化した後には、当該地の利用

権を団体に引き継ぐ予定とのことですが、その場合は、新規での利用権設定となりますか。

【事務局】

借受者が変わりますので、新たに利用権設定する必要があります。

【議長】

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会